

容積率特例措置関係告示案

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）第十八条の規定に基づき、認定建築物の特定施設の床面積のうち、通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第十八条に規定する通常の建築物の特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる特定施設に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。ただし、各号の特定施設において、特別特定建築物の場合は不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分に限り、特別特定建築物以外の特定建築物にあっては多数の者が利用する部分に限るものとする。

- 一 廊下等 廊下等の種別に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値を超える床面積とする。

	廊下等の種別	両側に居室がある廊下等（単位 平方メートル）	その他の廊下等（単位 平方メートル）
(1)	小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	二・三 × L	一・八 × L
(2)	病院における患者用のもの、共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が百平方メートルをこえる階における共用のもの又は三室以下の専用のもをを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては百平方メートル）をこえる階におけるもの	一・六 × L	一・二 × L
(3)	(1)及び(2)に掲げる廊下等以外のもの	一・二 × L	
この表において、Lは、廊下等の長さ（単位 メートル）を表すものとする。			

- 二 階段 階段の種別に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値を超える床面積とする。

	階段の種別	段がある部分(単位 平方メートル)	踊場(単位 平方メートル)
(1)	小学校における児童用のもの	九十一 × H / 四十	一・六八

(2)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。第百三十条の五の三を除き、以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	$91 \times H / 45$	一・六八
(3)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを、超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	$36 \times H / 25$	一・四四
(4)	(1)から(3)までに掲げる階段以外のもの	$63 \times H / 88$	〇・九〇
この表において、Hは階高（単位 メートル）を表すものとする。			

三 傾斜路 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の種別に応じてそれぞれ次の表に掲げる数値を超える床面積とする。

	傾斜路の種別	傾斜がある部分(単位 平方メートル)	踊場(単位 平方メートル)
(1)	小学校における児童用のもの	$11.2 \times H$	一・六八
(2)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。第百三十条の五の三を除き、以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	$11.2 \times H$	一・六八
(3)	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを、超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	$9.6 \times H$	一・四四
(4)	(1)から(3)までに掲げる傾斜路以外のもの	$6.0 \times H$	〇・九〇
この表において、Hは階高（単位 メートル）を表すものとする。			

- 四 昇降機 かが一当たり一・一平方メートルを超える床面積とする。
- 五 便所 車いす使用者用便房について、便房一当たり一・〇平方メートルを超える床面積とする。
- 六 駐車場 車いす使用者用駐車施設について、駐車施設一当たり幅二・五メートルを超える部分の床面積とする。ただし、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫の部分を除く。